

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次）健康科学研究科 心理科学専攻（M）

【設置の趣旨・目的等】

1. 本専攻の養成する人材像については、「科学的根拠に裏づけられた心理療法である認知行動療法を実践することのできる高い専門的知識と技能を修得する」と説明されている。一方で、他の心理療法もある中で、「認知行動療法」に特化した理由及び意図が判然としないため、明確に説明すること。（是正事項） 3
2. ディプロマ・ポリシーについて、審査意見 1 への対応及び以下の点を踏まえ、養成する人材像に整合したディプロマ・ポリシーが適切に設定されていることを、明確かつ具体的に説明するか、適切に改めること。・養成する人材像に「高い倫理観」を掲げていることから、その具体的な人材像のうち④に掲げる「理論研究や実践研究を推進し、その成果を国内外に発信する能力」の修得には、研究倫理を修得することが必要と考えられる。しかしながら、関連する DP 3 においては、研究倫理に関する素養が見受けられず、具体的な説明も見受けられないことから、研究倫理に関する位置付けが判然としない。（是正事項） 5
3. 審査意見 2 への対応によりディプロマ・ポリシーを改めた場合は、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーが適切に設定されていることを、改めて明確かつ具体的に説明するか、適切に改めること。（是正事項） 6

【教育課程等】

4. 審査意見 3 への対応により、カリキュラム・ポリシーを改めた場合は、カリキュラム・ポリシーに基づき体系的な教育課程が適切に編成されていることを改めて明確かつ具体的に説明すること。また、以下の点について、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系性が担保された上で適切に編成されていることを、明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。・DP 3 に掲げる研究能力は、CP 1 及び CP 4 に基づき設定している授業科目「健康科学研究方法論」、「心理科学特別研究Ⅰ」及び「心理科学特別研究Ⅱ」の 3 科目と修士論文指導を通じて達成する計画だが、修士課程相当の研究能力を修得するために必要となる統計解析や質的分析等の研究方法を十分かつ体系的に修得できる適切な教育課程が編成されていることについて具体的な説明が見受けられず、当該科目の「シラバス」の内容では十分に判断できない。（是正事項） 7
5. 本専攻は、2 以上の校地で教育研究を行う計画であることに加え、両校地における夜間の授業及び研究指導や、大学から離れた施設での実習及び巡回指導も計画していることから、学生及び教員の移動に係る負担等を考慮した実施計画を明示することが望ましい。（改善事項） 11

【入学者選抜】

6. 審査意見 3 への対応により、アドミッション・ポリシーを改めた場合は、入学者選抜との整合性について改めて明確かつ具体的に説明するか、適切に改めること。（是正事項） 13

【教育研究実施組織】

7. 教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。（是正事項） 14

【審査意見以外で対応した事項】

1. 実習演習教育の実施体制の適切化	15
2. 実習施設の追加	17
3. 健康科学研究科看護学専攻（博士後期課程）の審査意見等に伴う対応	19
4. 記載事項の一部修正	20

(是正事項) 健康科学研究科 心理科学専攻 (M)

1. 本専攻の養成する人材像については、「科学的根拠に裏づけられた心理療法である認知行動療法を実践することのできる高い専門的知識と技能を修得する」と説明されている。一方で、他の心理療法もある中で、「認知行動療法」に特化した理由及び意図が判然としないため、明確に説明すること。

(対応)

「認知行動療法」に特化した理由及び意図は、主として次の3点である。

- ① 英国国立医療技術評価機構 (NICE) のガイドラインでは、確かなエビデンスが蓄積されていることを理由として、心理療法の技法として、認知行動療法をはじめとする認知行動理論に基づく心理支援技法の適用が推奨されている。

このことから、認知行動療法は、有効性が認められている標準的な心理療法の一つであると位置付けられる。

- ② 令和8年度診療報酬改定において「公認心理師による認知行動療法的アプローチに基づく心理支援」が認められるとともに、その対象が「うつ病等の気分障害、強迫性障害、社交不安障害、パニック障害、心的外傷後ストレス障害、神経性過食症、不眠症の患者」に拡大された。

これは、精神医療の現場において、公認心理師による認知行動療法が有効であることが認められていることを示すものである。

- ③ 本学において精神医学又は心理学を専門とする教員は、いずれも認知行動理論や応用行動分析学を専門領域としており、認知行動療法や応用行動分析に基づく心理支援を教授できる教育研究体制を有している。

以上を踏まえ、学術的妥当性及び本学の教育研究体制の双方の観点から、本学においては、認知行動療法の理論と技法を多様な心理支援の現場に応用し得る高度な実践能力を備えた人材を養成することが適切であると判断した。

なお、上記の内容については、「設置の趣旨等を記載した書類」の1. 設置の趣旨及び必要性 (2) 設置の必要性の項目において、「④認知行動療法の理論と技法に関する学修を強化する必要性」として加筆した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (7～8 ページ)

新	旧
1. 設置の趣旨及び必要性 (2) 設置の必要性 ① 大学のビジョンにおける位置付け (略) ② 宮崎県における必要性 (略) ③ 健康科学研究科に設置する必要性 (略) ④ <u>認知行動療法の理論と技法に関する学修を強化する必要性</u> <u>公認心理師が心理支援業務に従事する5分野のうち、上</u>	1. 設置の趣旨及び必要性 (2) 設置の必要性 ① 大学のビジョンにおける位置付け (略) ② 宮崎県における必要性 (略) ③ 健康科学研究科に設置する必要性 (略)

位の活動分野は保健医療分野、福祉分野及び教育分野である。保健医療分野では根拠に基づく医療（Evidence-Based Medicine：EBM）が重視されており、福祉分野においても科学的な裏づけに基づいた介護（科学的介護）が推奨されている（厚生労働省，2026）。教育分野においても「エビデンスに基づいた学校教育の改善」が求められており、不登校対策として示された「COCOLO プラン」（文部科学省，2023）においても「エビデンスに基づきケースに応じた対応」の重要性が明記されている。したがって、保健医療、福祉及び教育の各分野で心理支援に携わる公認心理師には、科学的根拠に基づく実践（Evidence-Based Practice：EBP）に関する知識と技能を備えていることが求められる。

科学的根拠に基づく実践を重視する代表的な心理療法の一つが認知行動療法（Cognitive Behavioral Therapy）である。認知行動療法は、介入手続きの明確性と豊富な実証研究に支えられた問題解決指向の心理療法であり、メンタルヘルスの維持・増進に寄与する理論と技法として国際的に広く活用されている。2024 年 3 月に世界保健機関（WHO）が公表した「Psychological interventions implementation manual」においても、エビデンスに基づく心理療法の重要性が強調され、その一つとして認知行動療法が取り上げられている。また、英国国立医療技術評価機構（National Institute for Health and Care Excellence：NICE）のガイドラインにおいても、高い有効性を示すエビデンスが蓄積されていることから、認知行動療法をはじめとする認知行動理論に基づく心理支援が推奨されている。

わが国においても、認知行動療法は保健医療、福祉、教育、司法・犯罪及び産業・労働といった幅広い実践領域で活用されている。特に保健医療分野では、令和 8 年度診療報酬改定において「公認心理師による認知行動療法的アプローチに基づく心理支援」が診療報酬の対象となり、その適用範囲も、うつ病等の気分障害、強迫性障害、社交不安障害、パニック障害、心的外傷後ストレス障害、神経性過食症、不眠症へと拡大された。これは、精神保健医療領域において公認心理師による認知行動療法の理論に基づく支援の有効性と社会的必要性が認められていることを示している。

以上のことから、国民の心の健康を支える公認心理師には、科学的根拠に裏づけられた心理療法に関する理論と技法を修得していることが求められる。そこで本専攻では、科学者－実践家モデルに基づき、認知行動療法の理論と技法を体系的に学修することを重視した教育課程を編成する。加えて、本専攻には認知行動理論や応用行動分析学を専門とする精神医学や心理学の専任教員を配置することから、教育・研究の両面において認知行動療法に関する学修環境を整備することが可能であり、学生の実践力及び研究力の向上に資する教育体制を構築することができている。

(是正事項) 健康科学研究科 心理科学専攻 (M)

2. ディプロマ・ポリシーについて、審査意見 1 への対応及び以下の点を踏まえ、養成する人材像に整合したディプロマ・ポリシーが適切に設定されていることを、明確かつ具体的に説明するか、適切に改めること。
- ・養成する人材像に「高い倫理観」を掲げていることから、その具体的な人材像のうち④に掲げる「理論研究や実践研究を推進し、その成果を国内外に発信する能力」の修得には、研究倫理を修得することが必要と考えられる。しかしながら、関連する DP 3 においては、研究倫理に関する素養が見受けられず、具体的な説明も見受けられないことから、研究倫理に関する位置付けが判然としない。

(対応)

養成する人材像④と関連する DP3 の研究倫理に関する指摘については、研究を行うにあたっては、研究倫理の素養を身に付けることが前提であると認識しており、研究倫理に関する理解に関連する授業内容を教育課程に含めている。また、修士論文の研究指導においても研究倫理に関する研修受講や研究倫理審査申請を必須としている。しかしながら、その意図が DP3 には十分には反映されていなかったことから、研究倫理に素養を身に付けることを重視していることが明確になるよう、人材像④及び DP3 の表現を修正した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (9～10 ページ)

新	旧
1. 設置の趣旨及び必要性 (4) 養成する人材像 (略) 1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. 地域における心理的諸課題の解決に向けて、<u>研究倫理に関する素養を身に付けた上で、認知行動療法に関する理論研究や実践研究を推進し、その成果を国内外に発信する能力を備えた心理支援の高度専門人材</u> (略) (6) ディプロマ・ポリシー (略) DP1. (略) DP2. (略) DP3. <u>研究倫理に関する素養を身に付けた上で、地域における心理的諸課題の解決に向けて認知行動療法に関する理論研究、実践研究を推進し、その研究成果を国内外に発信することができる。</u> DP4. (略)	1. 設置の趣旨及び必要性 (4) 養成する人材像 (略) 1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. 地域における心理的諸課題の解決に向けて、<u>認知行動療法に関する理論研究や実践研究を推進し、その成果を国内外に発信する能力を備えた心理支援の高度専門人材</u> (略) (6) ディプロマ・ポリシー (略) DP1. (略) DP2. (略) DP3. 地域における心理的諸課題の解決に向けて認知行動療法に関する理論研究、実践研究を推進し、その研究成果を国内外に発信することができる。 DP4. (略)

3. 審査意見2への対応によりディプロマ・ポリシーを改めた場合は、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーが適切に設定されていることを、改めて明確かつ具体的に説明するか、適切に改めること。

(対応)

審査意見2への対応により、ディプロマ・ポリシーの表現を修正したことに伴い、カリキュラム・ポリシーの表現を修正した。なお、入学前の段階では、心理支援に関する実践や研究への意欲と関心を有していることを重視し、研究倫理に関する具体的理解は入学後の学修内容と位置付けていることから、アドミッション・ポリシーについては、修正する必要はないと判断した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (10 ページ)

新	旧
1. 設置の趣旨及び必要性 (7) カリキュラム・ポリシー 本専攻の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のように定める。 【教育課程の編成】 本専攻の教育課程は、高度な健康科学分野の心理支援実践者にとって有益となるよう、応用性の高い専門科目と、専門教育・研究の基盤となる共通科目で編成する。 CP1. 本専攻と看護学専攻の学生が履修する共通科目として、心理学や看護学の学修の基盤となるヒューマンケアに関する深い理解、高度な心理・看護実践の土台となる倫理観、ヒューマンケアに関する研究を推進するための研究倫理及び知識・スキルを培うための研究科共通科目を設定する。 CP2. (略) CP3. (略) CP4. 専門科目として、認知行動療法を中心に心理実践の質の向上に必要な高度な論理的思考や問題解決能力、研究倫理及び研究能力を強化するための科目として特別研究を設定する。 (略)	1. 設置の趣旨及び必要性 (7) カリキュラム・ポリシー 本専攻の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のように定める。 【教育課程の編成】 本専攻の教育課程は、高度な健康科学分野の心理支援実践者にとって有益となるよう、応用性の高い専門科目と、専門教育・研究の基盤となる共通科目で編成する。 CP1. 本専攻と看護学専攻の学生が履修する共通科目として、心理学や看護学の学修の基盤となるヒューマンケアに関する深い理解、高度な心理・看護実践の土台となる倫理観、ヒューマンケアに関する研究を推進するための知識・スキルを培うための研究科共通科目を設定する。 CP2. (略) CP3. (略) CP4. 専門科目として、認知行動療法を中心に心理実践の質の向上に必要な高度な論理的思考や問題解決能力、研究能力を強化するための科目として特別研究を設定する。 (略)

4. 審査意見3への対応により、カリキュラム・ポリシーを改めた場合は、カリキュラム・ポリシーに基づき体系的な教育課程が適切に編成されていることを改めて明確かつ具体的に説明すること。また、以下の点について、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系的性が担保された上で適切に編成されていることを、明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

- ・DP3に掲げる研究能力は、CP1及びCP4に基づき設定している授業科目「健康科学研究方法論」、「心理科学特別研究Ⅰ」及び「心理科学特別研究Ⅱ」の3科目と修士論文指導を通じて達成する計画だが、修士課程相当の研究能力を修得するために必要となる統計解析や質的分析等の研究方法を十分かつ体系的に修得できる適切な教育課程が編成されていることについて具体的な説明が見受けられず、当該科目の「シラバス」の内容では十分に判断できない。

(対応)

審査意見3への対応によりカリキュラム・ポリシーの表現を修正したが、これは教育課程の体系的性に変更が生じるものではない。設置の趣旨等を記載した書類 P22 にあるとおり、本専攻の教育課程は、養成する人材像及びディプロマ・ポリシーの実現を目的として設定したカリキュラム・ポリシーに則って編成している。具体的には、公認心理師法施行規則が定める「大学院において必要な科目」に対応した専門科目と、研究科独自の研究科共通科目及び特別研究科目を体系的に配置している。

なお、カリキュラム・ポリシーの表現を修正したことに伴い、設置の趣旨等を記載した書類の「4. 教育課程の編成の考え方及び特色」において関係箇所を修正した。

また、CP1及びCP4に基づき授業科目「健康科学研究方法論」、「心理科学特別研究Ⅰ」及び「心理科学特別研究Ⅱ」の3科目を設定し、それぞれ1年前期、1年後期、2年通年と段階的に学修を深化させることができるように配置している。さらに、それらの履修と並行して修士論文の研究指導をすすめることができるような教育課程を編成している。このようにカリキュラム・ポリシーに基づき体系的な教育課程が適切に編成されていることが明示できるように記載を改めた。

統計解析や質的分析等の研究方法の修得に関しては、シラバスの学習目標または授業計画に記載しているが、それらの教育がなされることが明確になるよう、設置の趣旨等を記載した書類及びシラバスの記載を改めた。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (15～22 ページ)

新	旧
4. 教育課程の編成の考え方及び特色 (1) 教育課程編成の考え方 本専攻の養成する人材像を実現するために、公認心理師法施行規則が定める「大学院において必要な科目」に対応する専門科目（講義・演習科目、実習科目）及び特別研究科目を通じた教育課程を編成する。また、本専攻が健康科学研究科に設置される特色を踏まえ、特に保健医療分野及び教育・福祉分野における多職種連携の在り方やヒューマンケア実践や研究における職業倫理や研究倫理に関する理解を深化させるために、研究科共通科目として、看護学専攻の学生と共に学修する授業科目を配置する。加えて、講義・演習科目と実習科目の配当時期については、心理支援の理論と実践の往還が可能になるような配置とする。	4. 教育課程の編成の考え方及び特色 (1) 教育課程編成の考え方 本専攻の養成する人材像を実現するために、公認心理師法施行規則が定める「大学院において必要な科目」に対応する専門科目（講義・演習科目、実習科目）及び特別研究科目を通じた教育課程を編成する。また、本専攻が健康科学研究科に設置される特色を踏まえ、特に保健医療分野及び教育・福祉分野における多職種連携の在り方やヒューマンケア実践における倫理に関する理解を深化させるために、研究科共通科目として、看護学専攻の学生と共に学修する授業科目を配置する。加えて、講義・演習科目と実習科目の配当時期については、心理支援の理論と実践の往還が可能になるような配置とする。

(2) 教育課程

①科目区分の設置及びその理由

本専攻におけるカリキュラムは、ディプロマ・ポリシーで定める倫理観と責任感、知識・技能、実践力、研究力を修得するため、大きく3つの科目区分で構成する。具体的には、①健康科学領域の高度専門人材に求められる、身体面と心理面の健康を統合的に捉え、深い人間理解と倫理観に基づく総合的支援の基盤に関する科目、および自立的な研究遂行に必要な研究倫理と研究方法論を修得するための科目である「研究科共通科目」(計4単位)、②科学者—実践家モデルの理念に基づき、科学的根拠に裏づけられた心理支援の実装に必要な専門的知識・技能、およびその活用に必要な臨床実践力、多職種連携に求められる協調性とコミュニケーション能力を修得する「専門科目」(計32単位)、③心理的課題を発見し、課題解決に向けて計画的に取り組み、得られた結果を論理的に考察した上で、研究成果を国内外へ発信するために必要な研究倫理に関する理解と研究能力を涵養する「特別研究科目」(6単位)を体系的に履修する教育課程を編成する。

②各科目区分の科目構成とその理由【表1、資料3】

(略)

これらの授業科目や実習科目に加えて、リサーチマインドを持って地域社会の心理的諸課題の解決に寄与できる高度専門人材の育成及び科学者—実践家モデルを体現するという視点から、論理的思考力や科学的根拠を重要視する態度、研究倫理に関する理解と研究能力、発信力を養うため、研究科共通科目として「健康科学研究方法論」及び特別研究科目として「心理科学特別研究Ⅰ」と「心理科学特別研究Ⅱ」を配置する。また、地域の心理的諸課題の解決に貢献する心理支援者に求められる倫理観や責任感、使命感を養い、多職種連携によるチームアプローチを実行するための協調性やコミュニケーション能力を強化するために、看護学専攻の学生と合同で履修する研究科共通科目として「臨床倫理実践論」を配置する。

表1：カリキュラム一覧

③科目の配当年次の考え方【表2、資料4】

1年次前期は、看護学専攻の学生との共同学習を通して、健康科学領域の高度専門人材に求められる、身体面と心理面の健康を統合的に捉え、深い人間理解と倫理観に基づく総合的支援の基盤に関する科目、および自立的な研究遂行に必要な研究倫理の理解と研究方法論を修得するための「研究科共通科目」である「臨床倫理実践論」や「健康科学研究方法論」を履修する。

(略)

「科学者—実践家モデル」の科学者としての資質・能力(研究倫理を含む)の向上に関連する指導は、1年次前期科目の「健康科学研究方法論」での学修を基盤としつつ、1年次後期科目の「心理科学特別研究Ⅰ」から2年次通年科目の「心理科学特別研究Ⅱ」へと2年間にわたる段階的な履修を通じて実施する。

表2：カリキュラムマップ

(2) 教育課程

①科目区分の設置及びその理由

本専攻におけるカリキュラムは、ディプロマ・ポリシーで定める倫理観と責任感、知識・技能、実践力、研究力を修得するため、大きく3つの科目区分で構成する。具体的には、①健康科学領域の高度専門人材に求められる、身体面と心理面の健康を統合的に捉え、深い人間理解と倫理観に基づく総合的支援の基盤に関する科目、および自立的な研究遂行に必要な研究方法論を修得するための「研究科共通科目」(計4単位)、②科学者—実践家モデルの理念に基づき、科学的根拠に裏づけられた心理支援の実装に必要な専門的知識・技能、およびその活用に必要な臨床実践力、多職種連携に求められる協調性とコミュニケーション能力を修得する「専門科目」(計32単位)、③心理的課題を発見し、課題解決に向けて計画的に取り組み、得られた結果を論理的に考察した上で、研究成果を国内外へ発信するために必要な研究能力を涵養する「特別研究科目」(6単位)を体系的に履修する教育課程を編成する。

②各科目区分の科目構成とその理由【表1、資料3】

(略)

これらの授業科目や実習科目に加えて、リサーチマインドを持って地域社会の心理的諸課題の解決に寄与できる高度専門人材の育成及び科学者—実践家モデルを体現するという視点から、論理的思考力や科学的根拠を重要視する態度、研究能力、発信力を養うため、特別研究科目として「心理科学特別研究Ⅰ・Ⅱ」及び研究科共通科目として「健康科学研究方法論」を配置する。また、地域の心理的諸課題の解決に貢献する心理支援者に求められる倫理観や責任感、使命感を養い、多職種連携によるチームアプローチを実行するための協調性やコミュニケーション能力を強化するために、看護学専攻の学生と合同で履修する研究科共通科目として「臨床倫理実践論」を配置する。

表1：カリキュラム一覧

③科目の配当年次の考え方【表2、資料4】

1年次前期は、看護学専攻の学生との共同学習を通して、健康科学領域の高度専門人材に求められる、身体面と心理面の健康を統合的に捉え、深い人間理解と倫理観に基づく総合的支援の基盤に関する科目、および自立的な研究遂行に必要な研究方法論を修得するための「研究科共通科目」である「臨床倫理実践論」や「健康科学研究方法論」を履修する。

(略)

「科学者—実践家モデル」の科学者としての資質・能力の向上に関連する指導としては、1年次から2年次の2年間を通じて履修する「心理科学特別研究Ⅰ」と「心理科学特別研究Ⅱ」として実施する。

表2：カリキュラムマップ

(略) ④各科目の内容 ＜研究科共通科目＞ 研究科共通科目である「臨床倫理実践論」と「健康科学研究方法論」は、CP1 と関連する科目であり、看護学専攻の学生と合同で学修する必修科目とすることで、看護や心理支援の実践者として共通する地域の心と身体 の諸課題の解決に貢献する支援者に求められる倫理観や責任感、使命感を涵養すると共に、ヒューマンケアに関する研究に取り組むための<u>研究倫理に関する理解および量的研究法（統計解析法の学修を含む）</u>や<u>質的研究法</u>などの基本的知識・スキルを身に付ける。具体的な科目の内容は以下のとおりである。 ア 理論と支援科目（この科目群は DP1 及び DP2 と関連する。） (略) イ 健康科学研究方法論（この科目群は DP1 及び DP2 と関連する。） 看護や臨床心理などのヒューマンケアにおける研究の位置づけと成果を実践に還元することの意義を理解し、<u>研究倫理に関する理解を深め、研究のプロセスを概観し、より妥当で信頼性の高い研究のために必要な量的研究法（統計解析法の学修を含む）</u>や<u>質的研究法</u>などの知識・方法論について学習する。また、それぞれの研究方法を用いた研究論文のクリティークを通して、各自の研究活動の基礎とする。両専攻の学生は、各授業回のテーマに沿って設定された演習課題にグループで取り組み、ヒューマンケアに関する研究に取り組むための知識とスキルを習得する。なお、本科目は DP3 と関連する。 ＜専門科目＞ (略) ＜特別研究科目＞（この科目群は DP3 と関連する。） 心理実践の質の向上に必要な高度な論理的思考や問題解決能力、<u>研究倫理に関する理解</u>や研究能力を強化するための「特別研究科目」は、CP4 と関連する科目である。「心理学特別研究Ⅰ」では、<u>研究倫理に関する理解を深めるとともに</u>科学者－実践家モデルに基づき、臨床実践における疑問から研究課題を見出し、論理的・科学的な探究を行うための基盤を作る。学生個別の関心に基づき、国内外の先行研究の精査を通じて、学術的・臨床的意義のある独創的な研究テーマを設定し、適切な研究方法（<u>量的研究法</u>や<u>質的研究法</u>など）の選定、倫理的配慮と研究倫理審査申請の手続き、詳細な研究計画書を作成する技法を習得する。「心理学特別研究Ⅱ」では、研究データや知見を適切な統計解析法などを用いて解析・解釈し、学術論文として論理的に構成する高度な能力を修得する。得られた知見を多角的な視点から考察し、臨床実践や地域課題の解決にどのように還元できるかを探究する。また、研究成果を専門家コミュニティに向けて効果的に発信するためのプレゼンテーション能力を磨く。 (3) 教育課程の特色【表 3、資料 5】	(略) ④各科目の内容 ＜研究科共通科目＞ 研究科共通科目である「臨床倫理実践論」と「健康科学研究方法論」は、CP1 と関連する科目であり、看護学専攻の学生と合同で学修する必修科目とすることで、看護や心理支援の実践者として共通する地域の心と身体 の諸課題の解決に貢献する支援者に求められる倫理観や責任感、使命感を涵養すると共に、ヒューマンケアに関する研究に取り組むための基本的知識・スキルを身に付ける。具体的な科目の内容は以下のとおりである。 ア 理論と支援科目（この科目群は DP1 及び DP2 と関連する。） (略) イ 健康科学研究方法論（この科目群は DP1 及び DP2 と関連する。） 看護や臨床心理などのヒューマンケアにおける研究の位置づけと成果を実践に還元することの意義を理解し、研究のプロセスを概観し、より妥当で信頼性の高い研究のために必要な知識・方法論について学習する。また、それぞれの研究方法を用いた研究論文のクリティークを通して、各自の研究活動の基礎とする。両専攻の学生は、各授業回のテーマに沿って設定された演習課題にグループで取り組み、ヒューマンケアに関する研究に取り組むための知識とスキルを習得する。なお、本科目は DP3 と関連する。 ＜専門科目＞ (略) ＜特別研究科目＞（この科目群は DP3 と関連する。） 心理実践の質の向上に必要な高度な論理的思考や問題解決能力、研究能力を強化するための「特別研究科目」は、CP4 と関連する科目である。「心理学特別研究Ⅰ」では、科学者－実践家モデルに基づき、臨床実践における疑問から研究課題を見出し、論理的・科学的な探究を行うための基盤を作る。学生個別の関心に基づき、国内外の先行研究の精査を通じて、学術的・臨床的意義のある独創的な研究テーマを設定し、適切な研究方法の選定、倫理的配慮、詳細な研究計画書を作成する技法を習得する。「心理学特別研究Ⅱ」では、研究データや知見を科学的な手続きに従って解析・解釈し、学術論文として論理的に構成する高度な能力を修得する。得られた知見を多角的な視点から考察し、臨床実践や地域課題の解決にどのように還元できるかを探究する。また、研究成果を専門家コミュニティに向けて効果的に発信するためのプレゼンテーション能力を磨く。 (3) 教育課程の特色【表 3、資料 5】
--	---

(略) 本専攻は健康科学研究科に設置される専攻であることから、心理的健康のみならず、身体的健康の側面からも人間の健康を統合的に捉える視点を重視している。この特色を反映し、研究科共通科目として看護学専攻の学生と合同で履修する科目を配置し、看護や臨床心理などのヒューマンケア実践における倫理観や責任感を涵養すると共に、ヒューマンケアに関する研究に取り組むための<u>研究倫理に関する理解および量的研究法（統計解析法の学修を含む）</u>や<u>質的研究法などの基本的知識・スキルを身に付けることができるよう科目を配置している。</u> (略)	(略) 本専攻は健康科学研究科に設置される専攻であることから、心理的健康のみならず、身体的健康の側面からも人間の健康を統合的に捉える視点を重視している。この特色を反映し、研究科共通科目として看護学専攻の学生と合同で履修する科目を配置し、看護や臨床心理などのヒューマンケア実践における倫理観や責任感を涵養すると共に、ヒューマンケアに関する研究に取り組むための<u>基本的知識・スキルを身に付けることができるよう科目を配置している。</u> (略)
--	---

(改善事項) 健康科学研究科 心理科学専攻 (M)

5. 本専攻は、2以上の校地で教育研究を行う計画であることに加え、両校地における夜間の授業及び研究指導や、大学から離れた施設での実習及び巡回指導も計画していることから、学生及び教員の移動に係る負担等を考慮した実施計画を明示することが望ましい。

(対応)

清武キャンパスと木花キャンパスの距離は、約2.5Kmであり、公共交通機関を利用して10分程度と近距離に立地している。また、本学ではキャンパス間の移動を考慮して、授業間の休憩時間を20分間と設定している。

大学から離れた施設での実習及び巡回指導については、巡回指導の実施及び学生の移動の利便性を考慮し、大学近郊の宮崎市内及びその周辺地域に所在する施設を中心に配置している。また、実習施設への移動が過度な負担とならないよう、講義科目を主として配置する曜日と実習科目を主として配置する曜日を区分した時間割編成としている。

具体的には、1年次及び2年次ともに月曜日及び火曜日を主として講義・演習科目の履修日とし、水曜日から金曜日を実習日として活用できるよう時間割を編成している。これにより、学生は講義と実習を両立しながら、実習期間中は実習施設での学習に専念できる体制としている。また、実習施設ごとの実習内容及び受入体制に応じて、見学を中心とする短期間の実習施設と担当ケースを含む継続的な実習施設を組み合わせ配置することにより、学生及び実習施設双方の負担軽減を図っている。さらに、実習施設が大学から離れている場合であっても、実習担当教員が定期的に巡回指導を実施するとともに、実習指導者との連絡調整を密に行い、実習の進捗状況及び学生の学修状況を継続的に把握する体制を整備している。なお、実習施設の多くは宮崎市内又は大学近郊に所在しており、学生及び教員の移動時間を抑えながら実習を実施できる体制を確保している。

以上のことから、移動に際して大きな負担はないものと予測されるが、設置の趣旨等を記載した書類の表7-1、表7-2 (p35-37) に示すように、移動が最小限になるような時間割を組むことで、同一日内の学生・教員双方の移動の負担軽減を図る。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (30、46 ページ)

新	旧
6. 心理実践実習 (4) 実習の水準と方策 (略) なお、学生の移動の利便性や巡回指導を考慮して、実習は大学近郊の宮崎市内の施設で実施することを基本とする。また、講義科目の受講を中心とする曜日と実習科目を中心とする曜日に分けることにより、実習に専念できるような時間割を編成する。ただし、 <u>学生から帰省先から実習施設に通いたいなどの希望がある場合は、その要望に応じて、大学から離れている実習施設（延岡市及び都城市）を実習先として選択することも可能とする。実習施設が大学から離れている場合であっても、実習演習担当教員が訪問による巡回指導を行う。</u> (略) 14. 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的な計画 (略) <u>両キャンパス間の距離は、約2.5Kmであり、公共交通機</u>	6. 心理実践実習 (4) 実習の水準と方策 (略) なお、学生の移動の利便性や巡回指導を考慮すると、実習は大学近郊の宮崎市内の施設で実施することを基本とする。ただし、 <u>学生の希望する進路及び研究内容、帰省先から実習施設に通いたい等の要望に応じて、大学から離れている実習施設（延岡市及び都城市）を実習先として選択することも可能とする。実習施設が大学から離れている場合であっても、実習演習担当教員が訪問による巡回指導を行う。</u> (略) 14. 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的な計画 (略) <u>各キャンパスは、公共交通機関を利用して10分程度と</u>

関を利用して 10 分程度と近距離に立地している。また、<u>本学ではキャンパス間の移動を考慮して、授業間の休憩時間を 20 分間と設定している。以上のことから、移動に際して大きな負担はないものと予測されるが、表 7-1、表 7-2 (p35-37) に示すように、移動が最小限になるような時間割を組むことで、同一日内での学生・教員双方の、キャンパス間の移動の負担軽減を図る。【資料 12-1、12-2】</u> (略)	近距離に立地しており、移動に際して大きな負担はないものと予測されるが、移動が最小限になるような時間割を組むことで、同一日内での学生・教員双方の、キャンパス間の移動の負担軽減を図る。【資料 12-1、12-2】 (略)
--	--

(是正事項) 健康科学研究科 心理科学専攻 (M)

6. 審査意見 3 への対応により、アドミッション・ポリシーを改めた場合は、入学者選抜との整合性について改めて明確かつ具体的に説明するか、適切に改めること。
--

(対応)

入学前の段階では、心理支援に関する実践や研究への意欲と関心を有していることを重視し、研究倫理に関する具体的理解は入学後の学修内容と位置付けていることから、アドミッション・ポリシーについては、修正する必要はないと判断したため、入学者選抜についても修正する必要はないと判断した。

7. 教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。

(対応)

「心理実践実習ⅠD（産業・労働、司法・犯罪）」において、「不可」の判定を受けた専任教員に代え、別の専任教員が担当することとする。

新たに担当する教員は、講義科目「産業・労働分野に関する理論と支援の展開」を担当することになっており、その専門領域及び教育内容との関連性から、当該実習科目を担当することは教育課程上の整合性の観点から妥当である。

教員名簿

新	旧
○ 武田 龍一郎 <調書番号> ③ <担当授業科目の名称/配当年次/担当単位数/年間開講数> 保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ/1前/2/1 産業・労働分野に関する理論と支援の展開/1後/2/1 心理実践実習ⅠD（産業・労働、司法・犯罪）/1通/0.3/1 心理科学特別研究Ⅰ/1後/2/1 心理科学特別研究Ⅱ/2通/4/1 （研究指導）/1～2/－/1 ○ 岩本 佳那絵 <担当授業科目の名称/配当年次/担当単位数/年間開講数> 心理実践実習ⅠA（基礎実習）/1通/0.5/1 心理実践実習ⅠB（教育・福祉）1前/0.7/1 心理実践実習ⅠC（保健医療）/1後/0.7/1 （削除） 心理実践実習ⅡA（GSV・ケースカンファレンス）※/2通/0.2/1 心理実践実習ⅡB（教育・福祉）/2後/0.3/1 心理実践実習ⅡC（保健医療）/2前/0.7/1	○ 武田 龍一郎 <調書番号> 3 <担当授業科目の名称/配当年次/担当単位数/年間開講数> 保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ/1前/2/1 産業・労働分野に関する理論と支援の展開/1後/2/1 （追加） 心理科学特別研究Ⅰ/1後/2/1 心理科学特別研究Ⅱ/2通/4/1 （研究指導）/1～2/－/1 ○ 岩本 佳那絵 <担当授業科目の名称/配当年次/担当単位数/年間開講数> 心理実践実習ⅠA（基礎実習）/1通/0.5/1 心理実践実習ⅠB（教育・福祉）1前/0.7/1 心理実践実習ⅠC（保健医療）/1後/0.7/1 心理実践実習ⅠD（産業・労働、司法・犯罪）/1通/0.5/1 心理実践実習ⅡA（GSV・ケースカンファレンス）※/2通/0.2/1 心理実践実習ⅡB（教育・福祉）/2後/0.3/1 心理実践実習ⅡC（保健医療）/2前/0.7/1

【審査意見以外で対応した事項】

1. 実習教育の実施体制の適切化

厚生労働省への申請に係る、公認心理師法施行規則第3条第1項に規定する実習演習担当教員の要件及び体制との整合性を踏まえ、実習教育の実施体制をより適切なものとする観点から、一部実習科目の担当教員の構成を整理した。実習演習担当教員は、各領域における5年以上の臨床経験及び指導経験を有する公認心理師有資格者であり、それぞれの領域で専門性の高い心理支援や治療的介入スキルを有している。また、実習に関わる教員を増員することで、実習の充実及び教員一人あたりの負担軽減を図る。

設置の趣旨等を記載した書類（33 ページ）

新	旧																																																																																								
6. 心理実践実習 (8) 教員の配置並びに巡回指導計画 実習の巡回に当たっては、<u>公認心理師法施行規則第3条第1項に規定する実習演習担当教員</u>としての要件を満たす専任教員<u>4人</u>と兼任教員<u>2人</u>が担当し、公認心理師有資格者もしくは医師である専任教員<u>3人</u>もそれに協力する体制をとる【表6】。実習演習担当教員は、各領域における5年以上の臨床経験<u>及び指導経験</u>を有する公認心理師有資格者もしくは医師であり、それぞれの領域で専門性の高い心理支援や治療的介入スキルを有している。実習演習担当教員1人につき2～3施設の実習施設を担当し、<u>週1回以上（5回に1回）実習担当教員による巡回指導を行う。</u>また、各施設の実習指導者と適宜連絡を行う。 表6：実習演習担当教員及び協力教員一覧 <table><tr><th>専門分野</th><th>職位</th><th>氏名</th><th>保有資格</th></tr><tr><td colspan="4">実習演習担当教員</td></tr><tr><td>臨床心理学</td><td>教授</td><td>境 泉洋</td><td>臨床心理士 公認心理師</td></tr><tr><td>臨床心理学</td><td>教授</td><td>立元 真</td><td>公認心理師</td></tr><tr><td>精神神経科学</td><td>教授</td><td>武田 龍一郎</td><td>医師</td></tr><tr><td>臨床心理学</td><td>准教授</td><td>久保 浩明</td><td>臨床心理士 公認心理師</td></tr><tr><td>臨床心理学</td><td>教授（兼任教員）</td><td>吉永 尚紀</td><td>公認心理師</td></tr><tr><td>臨床心理学</td><td>教授（兼任教員）</td><td>田上 博喜</td><td>公認心理師</td></tr><tr><td colspan="4">実習協力教員</td></tr><tr><td>臨床心理学</td><td>講師</td><td>尾崎 充希</td><td>公認心理師</td></tr><tr><td>臨床心理学</td><td>助教</td><td>岩本 佳那絵</td><td>臨床心理士 公認心理師</td></tr><tr><td>精神神経科学</td><td>助教</td><td>北島 和俊</td><td>医師</td></tr></table>	専門分野	職位	氏名	保有資格	実習演習担当教員				臨床心理学	教授	境 泉洋	臨床心理士 公認心理師	臨床心理学	教授	立元 真	公認心理師	精神神経科学	教授	武田 龍一郎	医師	臨床心理学	准教授	久保 浩明	臨床心理士 公認心理師	臨床心理学	教授（兼任教員）	吉永 尚紀	公認心理師	臨床心理学	教授（兼任教員）	田上 博喜	公認心理師	実習協力教員				臨床心理学	講師	尾崎 充希	公認心理師	臨床心理学	助教	岩本 佳那絵	臨床心理士 公認心理師	精神神経科学	助教	北島 和俊	医師	6. 心理実践実習 (8) 教員の配置並びに巡回指導計画 実習の巡回に当たっては、実習演習担当教員としての要件を満たす専任教員<u>2人</u>が担当し、公認心理師有資格者もしくは医師である専任教員<u>5人</u>もそれに協力する体制をとる【表6】。実習演習担当教員は、各領域における5年以上の臨床経験を有する公認心理師有資格者であり、それぞれの領域で専門性の高い心理支援や治療的介入スキルを有している。実習演習担当教員1人につき2～3施設の実習施設を担当し、実習期間中に1施設1回以上の巡回を行う。また、各施設の実習指導者と適宜連絡を行う。 表6：実習演習担当教員及び協力教員一覧 <table><tr><th>専門分野</th><th>職位</th><th>氏名</th><th>保有資格</th></tr><tr><td colspan="4">実習演習担当教員</td></tr><tr><td>臨床心理学</td><td>准教授</td><td>久保 浩明</td><td>臨床心理士 公認心理師</td></tr><tr><td>臨床心理学</td><td>助教</td><td>岩本 佳那絵</td><td>臨床心理士 公認心理師</td></tr><tr><td colspan="4">実習協力教員</td></tr><tr><td>臨床心理学</td><td>教授</td><td>境 泉洋</td><td>臨床心理士 公認心理師</td></tr><tr><td>臨床心理学</td><td>教授</td><td>立元 真</td><td>公認心理師</td></tr><tr><td>精神神経科学</td><td>教授</td><td>武田 龍一郎</td><td>医師</td></tr><tr><td>臨床心理学</td><td>講師</td><td>尾崎 充希</td><td>公認心理師</td></tr><tr><td>精神神経科学</td><td>助教</td><td>北島 和俊</td><td>医師</td></tr></table>	専門分野	職位	氏名	保有資格	実習演習担当教員				臨床心理学	准教授	久保 浩明	臨床心理士 公認心理師	臨床心理学	助教	岩本 佳那絵	臨床心理士 公認心理師	実習協力教員				臨床心理学	教授	境 泉洋	臨床心理士 公認心理師	臨床心理学	教授	立元 真	公認心理師	精神神経科学	教授	武田 龍一郎	医師	臨床心理学	講師	尾崎 充希	公認心理師	精神神経科学	助教	北島 和俊	医師
専門分野	職位	氏名	保有資格																																																																																						
実習演習担当教員																																																																																									
臨床心理学	教授	境 泉洋	臨床心理士 公認心理師																																																																																						
臨床心理学	教授	立元 真	公認心理師																																																																																						
精神神経科学	教授	武田 龍一郎	医師																																																																																						
臨床心理学	准教授	久保 浩明	臨床心理士 公認心理師																																																																																						
臨床心理学	教授（兼任教員）	吉永 尚紀	公認心理師																																																																																						
臨床心理学	教授（兼任教員）	田上 博喜	公認心理師																																																																																						
実習協力教員																																																																																									
臨床心理学	講師	尾崎 充希	公認心理師																																																																																						
臨床心理学	助教	岩本 佳那絵	臨床心理士 公認心理師																																																																																						
精神神経科学	助教	北島 和俊	医師																																																																																						
専門分野	職位	氏名	保有資格																																																																																						
実習演習担当教員																																																																																									
臨床心理学	准教授	久保 浩明	臨床心理士 公認心理師																																																																																						
臨床心理学	助教	岩本 佳那絵	臨床心理士 公認心理師																																																																																						
実習協力教員																																																																																									
臨床心理学	教授	境 泉洋	臨床心理士 公認心理師																																																																																						
臨床心理学	教授	立元 真	公認心理師																																																																																						
精神神経科学	教授	武田 龍一郎	医師																																																																																						
臨床心理学	講師	尾崎 充希	公認心理師																																																																																						
精神神経科学	助教	北島 和俊	医師																																																																																						

教員名簿

新	旧
○ 田上 博喜 <調書番号> ⑥ <担当授業科目の名称／配当年次／担当単位数／年間開講数> 臨床倫理実践論※／1 前／0.1／1	○ 田上 博喜 <調書番号> 9 <担当授業科目の名称／配当年次／担当単位数／年間開講数> 臨床倫理実践論※／1 前／0.1／1

健康科学研究方法論※／1 前／0.3／1 心理実践実習ⅠA（基礎実習）／1 通／0.1／1 心理実践実習ⅠD（産業・労働、司法・犯罪）／1 通／0.3 ／1 ○ 吉永 尚紀 <調書番号> ⑧ <担当授業科目の名称／配当年次／担当単位数／年間開講数> 健康科学研究方法論※／1 前／0.8／1 心理実践実習ⅠC（保健医療）／1 後／0.1／1 心理実践実習ⅡC（保健医療）／2 前／0.1／1	健康科学研究方法論※／1 前／0.3／1 （追加） （追加） ○ 吉永 尚紀 <調書番号> 16 <担当授業科目の名称／配当年次／担当単位数／年間開講数> 健康科学研究方法論※／1 前／0.8／1 （追加） （追加）
---	---

2. 実習施設の追加

矯正施設退所者等に対する地域生活支援及び社会復帰支援について学ぶ機会を充実させるため、実習施設を追加する。

当該施設は地域生活への移行支援や就労支援、関係機関との連携による社会復帰支援を実施している施設である。学生は当該施設における実習を通じて、司法・犯罪分野における心理支援が矯正施設内にとどまらず、地域定着支援や再犯防止に向けた地域連携の中で実践されていることを学ぶことができる。また、保護観察所、更生保護関係機関、福祉機関、就労支援機関等との多職種連携及び地域連携の実践を学ぶことが可能であり、本専攻のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに掲げる多職種協働による支援実践能力の養成に資することから、実習施設として適切である。

設置の趣旨等を記載した書類（資料）（44 ページ）

資料 10 実習施設一覧

分野		実習先	住所	受入科目	受入可能人数	交通手段・移動時間
保健医療	1	宮崎大学医学部附属病院	宮崎県宮崎市清武町木原5200	心理実践実習ⅠC(保健医療) 心理実践実習ⅡC(保健医療)	6 6	徒歩
保健医療	2	独立行政法人国立病院機構宮崎病院	宮崎県宮崎市田宮4374-1	心理実践実習ⅠC(保健医療) 心理実践実習ⅡC(保健医療)	6 6	車約20分
保健医療	3	宮崎県立こども療育センター	宮崎県宮崎市清武町4257-8	心理実践実習ⅠC(保健医療) 心理実践実習ⅡC(保健医療)	1 1	車約5分
保健医療	4	宮崎市総合発達支援センター	宮崎県宮崎市新別府町久保田657-4	心理実践実習ⅠC(保健医療) 心理実践実習ⅡC(保健医療)	6 6	車約35分
保健医療	5	医療法人ハートピアみよクリニック	宮崎県宮崎市江平中町6-17	心理実践実習ⅠC(保健医療) 心理実践実習ⅡC(保健医療)	2 2	車約30分
保健医療	6	宮崎県精神保健福祉センター	宮崎県宮崎市藤島1丁目1-2	心理実践実習ⅠC(保健医療) 心理実践実習ⅡC(保健医療)	6 6	車約30分
福祉	7	宮崎県(中央・延岡・都城)発達障害者支援センター	宮崎県宮崎市清武町木原4257-7 宮崎県延岡市桜津町3427-4 宮崎県都城市郡原町7171	心理実践実習ⅠB(教育・福祉) 心理実践実習ⅡB(教育・福祉)	6 6	車約5分 車約1時間30分／電車約2時間30分 車約40分／電車約1時間50分
福祉	8	宮崎県中央福祉こどもセンター(宮崎県中央児童相談所)	宮崎県宮崎市藤島1丁目1-2	心理実践実習ⅠB(教育・福祉) 心理実践実習ⅡB(教育・福祉)	6 6	車約30分
福祉	9	一般社団法人 誠研会 放課後等デイサービス 大地	宮崎県宮崎市大工3丁目342 2F	心理実践実習ⅠB(教育・福祉) 心理実践実習ⅡB(教育・福祉)	6 6	車約25分
福祉	10	一般社団法人STEP UP 就労継続支援A型 CoCoRo事業所	宮崎県宮崎市大工3丁目342 2F	心理実践実習ⅠB(教育・福祉) 心理実践実習ⅡB(教育・福祉)	6 6	車約25分
教育	11	宮崎大学教育学部附属幼稚園	宮崎県宮崎市肥後1-1	心理実践実習ⅠB(教育・福祉) 心理実践実習ⅡB(教育・福祉)	6 6	車約30分
教育	12	宮崎大学教育学部附属小学校	宮崎県宮崎市花路町7-49	心理実践実習ⅠB(教育・福祉) 心理実践実習ⅡB(教育・福祉)	6 6	車約30分
教育	13	宮崎大学教育学部附属中学校	宮崎県宮崎市花路町7-67	心理実践実習ⅠB(教育・福祉) 心理実践実習ⅡB(教育・福祉)	12 12	車約30分
司法・犯罪	14	宮崎法務少年支援センター(宮崎少年鑑別所)	宮崎県宮崎市鶴島2丁目16-5	心理実践実習ⅠD(司法・犯罪、産業・労働)	6	車約25分
司法・犯罪	15	公益社団法人みやざき被害者支援センター	宮崎県宮崎市旭1丁目2-2	心理実践実習ⅠD(司法・犯罪、産業・労働)	6	車約25分
司法・犯罪	16	一般社団法人STEP UP 共同生活援助(グループホーム)・自立準備ホーム【CoCoRoホーム】	宮崎市北高松町2-6	心理実践実習ⅠD(司法・犯罪、産業・労働)	6	車約25分
産業・労働	17	みやざき障害者就業・生活支援センター	宮崎県宮崎市大塚4丁目6-28	心理実践実習ⅠD(司法・犯罪、産業・労働)	6	車約20分

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類（29 ページ）

新	旧
6. 心理実践実習 (2) 実習先の確保の状況 公認心理師法施行規則が定める「大学院において必要な科目」のうち、心理実践実習の時間は 450 時間以上必要であると定められており、実習先として <u>17 施設</u> を確保している【資料 10、11】。公認心理師の職域として挙げられている主要 5 分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）全てを実習先として確保しており、各分野での心理	6. 心理実践実習 (2) 実習先の確保の状況 公認心理師法施行規則が定める「大学院において必要な科目」のうち、心理実践実習の時間は 450 時間以上必要であると定められており、実習先として <u>16 施設</u> を確保している【資料 10、11】。公認心理師の職域として挙げられている主要 5 分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）全てを実習先として確保しており、各分野での心理

支援や連携の実践を学修するための充実した実習体制が整っている。なお、本学医学部附属病院及び本学教育学部附属学校園は、それぞれ保健医療分野、教育分野に関する施設であることから学外の実習施設として扱う。また、ケース担当時間の確保及びケース実習を充実させるため、学内の実習施設として、清武キャンパス医学部内に心理相談室を設置する。	支援や連携の実践を学修するための充実した実習体制が整っている。なお、本学医学部附属病院及び本学教育学部附属学校園は、それぞれ保健医療分野、教育分野に関する施設であることから学外の実習施設として扱う。また、ケース担当時間の確保及びケース実習を充実させるため、学内の実習施設として、清武キャンパス医学部内に心理相談室を設置する。
---	---

3. 健康科学研究科看護学専攻（博士後期課程）の審査意見への対応に伴う修正

同時期に設置申請を行った健康科学研究科看護学専攻（博士後期課程）の審査意見への対応に伴い、下記のとおり修正する。

- ・教員審査の結果、職位不適格または授業科目の判定「不可」により同専攻を担当しないこととなった専任教員がいることから、専任教員数を修正する。

（新旧対照表）基本計画書

新	旧
<教員組織> 健康科学研究科看護学専攻（博士後期課程） 教授 <u>13(13)</u>、准教授 6(6)、講師 <u>1(1)</u>、助教 1(1)、計 <u>21(21)</u>	<教員組織> 健康科学研究科看護学専攻（博士後期課程） 教授 <u>15(15)</u>、准教授 6(6)、講師 <u>0(0)</u>、助教 1(1)、計 <u>22(22)</u>

- ・審査意見を踏まえ、健康科学研究科博士後期課程に係る優れた業績を上げた者の在学期間について改めることから、学則案を修正する。

（新旧対照表）宮崎大学学務規則（案）

新	旧
（課程の修了要件） 第 76 条 （略） 2 医学獣医学総合研究科博士課程の修了要件は当該課程に 4 年、健康科学研究科博士後期課程及び農学工学総合研究科博士後期課程の修了要件は当該課程に 3 年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学獣医学総合研究科博士課程にあつては 3 年、<u>健康科学研究科博士後期課程にあつては 2 年</u>、農学工学総合研究科博士後期課程にあつては修士課程の在学期間を含めて 3 年以上在学すれば足りるものとする。 3 前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 156 条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、健康科学研究科博士後期課程及び農学工学総合研究科博士後期課程に入学した場合の当該課程の修了要件は、当該課程に 3 年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、<u>健康科学研究科博士後期課程にあつては 2 年以上</u>、農学工学総合研究科博士後期課程にあつては <u>1 年以上</u> 在学すれば足りるものとする。 4～6 （略）	（課程の修了要件） 第 76 条 （略） 2 医学獣医学総合研究科博士課程の修了要件は当該課程に 4 年、健康科学研究科博士後期課程及び農学工学総合研究科博士後期課程の修了要件は当該課程に 3 年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学獣医学総合研究科博士課程にあつては 3 年、<u>健康科学研究科博士後期課程及び農学工学総合研究科博士後期課程にあつては修士課程又は博士前期課程の在学期間を含めて 3 年以上</u> 在学すれば足りるものとする。 3 前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 156 条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、健康科学研究科博士後期課程及び農学工学総合研究科博士後期課程に入学した場合の当該課程の修了要件は、当該課程に 3 年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、<u>当該課程に 1 年以上</u> 在学すれば足りるものとする。 4～6 （略）

4. 記載事項の一部修正

設置に係る書類の記載事項について精査した結果、一部表記を修正すべき箇所が判明したため、下記のとおり修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (6 ページ)

新	旧
② 宮崎県における必要性 (略) また、宮崎市では、<u>令和 11 年度</u>から児童相談所を開設する計画があるが、その業務を担う公認心理師の確保が困難な状況にある。 (略)	② 宮崎県における必要性 (略) また、宮崎市では、<u>令和 9 年度</u>から児童相談所を開設する計画があるが、その業務を担う公認心理師の確保が困難な状況にある。 (略)

(新旧対照表) 教育課程の概要

新	旧
卒業・修了要件及び履修方法 【修了要件】 修了要件は、本研究科に 2 年以上在学し、所定の授業科目 22 科目 (42 単位) を修得し、かつ必要な<u>研究指導</u>を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格した者とする。また、長期履修制度による在学期間は最長 4 年間とする。	卒業・修了要件及び履修方法 【修了要件】 修了要件は、本研究科に 2 年以上在学し、所定の授業科目 22 科目 (42 単位) を修得し、かつ必要な<u>教育指導</u>を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格した者とする。また、長期履修制度による在学期間は最長 4 年間とする。